

# 三重県埋蔵文化財センター 埋蔵文化財発掘調査業務発注標準

(令和3年1月21日適用)

## 1 発注基準

埋蔵文化財発掘調査の発注基準は、三重県埋蔵文化財センター入札参加資格審査事項に基づく総合点数により、調査委託、土工委託、補助委託の3業務について別表に基づき入札参加事業者を選定するものとします。

(1) 総合点数は当該年度の三重県埋蔵文化財センター入札参加資格審査事項項目点を適用します。

(2) 総合点数は、審査事項の項目点を加算して得た点数とします。

### 調査委託

$$\begin{aligned} \text{総合点} = & \text{【調査委託】の完成業務収入高点} \times 5 \\ & + \text{自己資本額数値点} \\ & + \text{営業年数点} \\ & + \text{ISO14001、ISO9000S 認証取得点} \\ & + \text{受託調査員等点} \times 10 \end{aligned}$$

### 土工委託

$$\begin{aligned} \text{総合点} = & \text{【調査委託 + 土工委託 + 補助委託】の完成業務収入高点} \times 1 \\ & + \text{自己資本額数値点} \\ & + \text{営業年数点} \\ & + \text{ISO14001、ISO9000S 認証取得点} \\ & + \text{受託調査員等点} \times 10 \end{aligned}$$

### 補助委託

$$\begin{aligned} \text{総合点} = & \text{【調査委託 + 補助委託】の完成業務収入高点} \times 1 \\ & + \text{自己資本額数値点} \\ & + \text{営業年数点} \\ & + \text{ISO14001、ISO9000S 認証取得点} \\ & + \text{受託調査員等点} \times 10 \end{aligned}$$

#### 完成業務収入高点

対象期間における三重県埋蔵文化財センター埋蔵文化財発掘調査にかかる完成業務収入高に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とします。

対象期間は過去3年間とします。

#### 自己資本額数値点

直前の営業年度の決算における自己資本額を直前2年の完成業務収入高の平均値で除し、100を乗じて得た数値（別表2において「自己資本額数値」という。）に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数とします。

#### 営業年数点

営業年数に応じ、営業年数 - 5 = 営業年数点で計算します。

営業年数が5年未満の企業の場合は0点として扱われます。

また上限は30点で、35年以上の営業年数があっても上限30点とします。

#### ISO14001, ISO9000s 認証取得

ISO14001 認証取得者に10点を加算、ISO9000s 認証取得者に10点を加算します。

#### 受託調査員等点

##### (ア) 調査委託

主任技師人数に5を調査員人数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表3において「合計数値」という。）に応じ、別表3の点数の欄に掲げる点数とします。

##### (イ) 土工委託

1級土木施工管理技士及び1級建設機械施工技士人数に5を2級土木施工管理技士及び2級建設機械施工技士人数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表3において「合計数値」という。）に応じ、別表3の点数の欄に掲げる点数とします。

##### (ウ) 補助委託

主任技師人数に5を調査員人数に3を調査補助員人数に1を1級土木施工管理技士及び1級建設機械施工技士人数に5を2級土木施工管理技士及び2級建設機械施工技士人数に2をそれぞれ乗じた数値の合計した数値（別表3において「合計数値」という。）に応じ、別表3の点数の欄に掲げる点数とします。

ただし、主任技師・調査員・調査補助員の資格認定は、三重県埋蔵文化財センターが行います。

別表1 完成業務収入高（過去3年間）

| 完成業務収入高            | 点数 |
|--------------------|----|
| 5,000万円以上          | 30 |
| 4,000万円以上5,000万円未満 | 25 |
| 3,000万円以上4,000万円未満 | 20 |
| 2,000万円以上3,000万円未満 | 15 |
| 1,000万円以上2,000万円未満 | 10 |
| 1,000万円未満          | 5  |
| 完成業務収入高0円の場合       | 0  |

別表2 自己資本額数値（自己資本額/年間平均完成業務収入高×100）

| 自己資本額数値  | 点数 |
|----------|----|
| 10以上     | 30 |
| 5以上 10未満 | 20 |
| 5未満      | 10 |

別表3-1 受託調査員等点（調査委託）

| 合計数値      | 点数 |
|-----------|----|
| 50以上      | 30 |
| 40以上 50未満 | 25 |
| 30以上 40未満 | 20 |
| 20以上 30未満 | 15 |
| 10以上 20未満 | 10 |
| 2以上 10未満  | 5  |
| 2未満       | 0  |

別表3-2 受託調査員等点（土工委託）

| 合計数値      | 点数 |
|-----------|----|
| 75以上      | 30 |
| 60以上 75未満 | 25 |
| 45以上 60未満 | 20 |
| 30以上 45未満 | 15 |
| 15以上 30未満 | 10 |
| 2以上 15未満  | 5  |
| 2未満       | 0  |

別表3 - 3 受託調査員等点（補助委託）

| 合計数値  |       | 点数 |
|-------|-------|----|
| 100以上 |       | 30 |
| 80以上  | 100未満 | 25 |
| 60以上  | 80未満  | 20 |
| 40以上  | 60未満  | 15 |
| 20以上  | 40未満  | 10 |
| 3以上   | 20未満  | 5  |
| 3未満   |       | 0  |

別表4 調査委託

| 区分 | 設計金額      | 格付け基準      |
|----|-----------|------------|
| A  | 1,500万円以上 | 総合点数250点以上 |
| B  | 1,500万円未満 | 総合点数250点未満 |

別表5 土工委託

| 区分 | 設計金額      | 格付け基準      |
|----|-----------|------------|
| A  | 1,000万円以上 | 総合点数150点以上 |
| B  | 1,000万円未満 | 総合点数150点未満 |

別表6 補助委託

| 区分 | 設計金額      | 格付け基準      |
|----|-----------|------------|
| A  | 1,000万円以上 | 総合点数200点以上 |
| B  | 1,000万円未満 | 総合点数200点未満 |

【格付基準】

- 調査委託    A 総合点 250 点以上  
                  B 総合点 250 点未満

主任技師、または調査員のいずれか及び監理技師が登録されていない事業者は、委託条件に適合しないため「Z」ランクとします。

- 土工委託    A 総合点 150 点以上  
                  B 総合点 150 点未満

監理技師が登録されていない事業者は、委託条件に適合しないため「Z」ランクとします。

- 補助委託    A 総合点 200 点以上  
                  B 総合点 200 点未満

主任技師、調査員、調査補助員のいずれか及び監理技師が登録されていない事業者は、委託条件に適合しないため「Z」ランクとします。